

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 1月総会議事録

期 日 令和5年1月10日(火)

場 所 川崎町役場庁舎

2階 入札室

令和5年1月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(10人)

1番 田所 義信	2番 重藤 義光	3番 中村 明
4番 松江 英幸		6番 山下 理江
	8番 藤川 航	
10番 原口 友博	11番 中島 隆	12番 西山 一郎
13番 大内田峰夫		

3、欠席委員(3人)

5番 星野 宗広
7番 政時 修
9番 原 健治

4、欠席推進委員(0名)


5、本会事務局 事務局長 林 勇

会計年度任用職員 城戸 里美

6、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第3番 中村委員 第4番 松江委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(1件)

その他

事務 局長

定刻になりましたので、ただ今から令和5年1月総会を開催いたします。本日は原口町長、櫻井議長が新年の挨拶にお見えになっていますのでご挨拶を賜りたいと思います

事務 局

それでは原口町長お願いします。

原口 町長

(挨拶)

事務 局

続きまして櫻井議長お願いします。

櫻井 議長

(挨拶)

事務 局

ありがとうございました。町長、議長は公務のためここで退席します。ありがとうございました。

(退席)

事務局 続きますので会長挨拶をお願いします。

(挨拶)

事務局 本日は13名中、10名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。また推進委員6名全員の出席であります。これより議事を行いたいと思います。議長は会議規則4条の規定により会長をお願いし議事進行を行いたいと思います。会長お願いします。

議長 これより議事に入ります。議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (なし)

議長 議事録署名人は、第3番 ●●委員 第4番 ●●委員よろしくお願いいいたします。それでは議事に入ります。議案第1号番号1農地法第3条の規程による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号番号1農地法第3条の規程による許可申請についてについて説明します。議案書は、1ページです。朗読いたします。番号1、譲受人住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●●、年齢●●、家族構成、人員2、農主0、農従0、耕作面積自作地、3,507㎡、小作地0、計3,507㎡、農機具の状況、トラクター・田植機、譲渡人住所、川崎町大字川崎●●●●番地の●●、氏名、●●●、年齢●●、家族構成、人員4、農主0、農従0、耕作面積、自作地3,289㎡、小作地0、計3,289㎡、農機具の状況、なし、土地の所在、大字安真木字人見●●●●番●、地目、田、地積381㎡、他4筆、合計5筆、3,214㎡、通作時間、車で5分、申請理由、売買であります。譲受人の●●さんは3,507㎡農地がありまして、2,882㎡利用権を設定しております。自作地は3,507㎡全て小作に出して自分ですべて耕作しておりません。今回、取得する農地は●●の●●と言うところで3ページの航空写真をお開きください。申請地は赤く囲ったところです。事務局で現地の写真を撮りに行きましたが、なかなか立ち入ることが出来なかったので4、5ページの写真はドローンで撮影したものです。見ても分かるようにこの●●地区一帯は全部遊休農地であります。●●さんから農地を取得したいと相談があったときに、3条の取得要件として農地のすべてを効率的に利用すること。年間に農業に150日以上従事していること。3年3作など説明をしたんですが、●●さんはきちんと耕作していくと言われたので今回受理し議案にあげました。1月5日に現地確認を●●副会長と●●委員でしました。以上で

す。

議 長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員  
 ●● 委員 　　補足説明をお願いします。

1月5日に事務局と4名で確認をしたんですが、雑草とか樹木  
 が生えて申請地に行くまでも大変で耕作できるような状態では  
 なかったです。重機とかも入りません。

議 長 　　周りも全く作ってないですか。

●● 委員 　　周りもぬかるんでいて雑草も多く樹木に囲まれて全然作って  
 ないです。(●●副会長)

●●副会長 　　5日に現地を視察に行きました。木も生えて耕作出来る状態では  
 ないです。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局の説明及び現地確認をした●●副会長および、●  
 ●●推進委員の補足説明が終わりました。質疑のある方はいませ  
 んか。(●●●委員)

●●●委員 　　場所はちょうど真ん中へんだけども本当に耕作する  
 ●●●副会長 　　のでしょうか。  
 バックホウ(ユンボ)を申請地に入れる前にぬかるんでいて、木  
 を伐ったりなど本人はしないと思います。

●●●委員 　　土地代よりその作業の方がお金もかかるし、所有農地の耕作もし  
 ないで小作しているようだったら買って作らないんじゃない  
 かと思う。

●● 委員 　　本人の意向はこの農地を買って田んぼを作りたいという事  
 ですか。

●●副会長 　　本人に5年間くらいは耕作するように言ったんですが、どうも  
 その意思はないようです。

事 務 局 　　事務局でも確認しましたが、3条の要件であります、所有農地の  
 すべて耕作するんですが自分の農地は全部小作に出していて、こ  
 こだけ買って作ると言うのは本当ですかと言った疑問が受付の  
 時にありました。2人の地元農業委員が言われているように本人  
 は買って作る意思はないのではないかと思います。

議 長 　　自分の農地を全部人に作らせておいて、ここだけ自分が作ると  
 言った事は少し信じがたいですね。皆さんはどうですか。  
 (●●委員)

●● 委員 　　この地域この谷田川桑野線一帯、上真崎にぬける地域全体は休耕  
 していて耕作放棄地、農業できるような状態ではないと思いま  
 す。非農地証明か何かにした方が良くないんじゃないですか。それは難  
 しいですか。(事務局)

事 務 局 　　今、●●委員言われた非農地証明なんですが、この地域一帯は農  
 業振興地域の農用地なので非農地証明は発行できないんですね。  
 本来は耕作していく優良農地です。いわゆる青地区域なので非農  
 地には出来ません。(●●委員)

●● 委員

事務局

●●●委員

●●副会長

●●●委員

●● 委員

●●●委員

議長

● 委員

●● 委員

議長

土地改良事業、基盤整備とか言った事は出来ないのですか。雑木ばかり生えて農地がだめになるんじゃないですか。(事務局)  
今、基盤整備の話が出ましたが安宅地区の方で基盤整備の話は出ています。(●●●委員)

それは地元の農業委員は知っているんですか。(●●副会長)  
それは知っています。知っていますが、農地の名義が亡くなった2代も3代も前のおじいさんの名義のままで相続をしていない人が多く、まず、相続をしないと基盤整備も出来ないのもまだ話は進んでいません。

(●●●委員)

中間管理機構を通しての基盤整備を使おうとすると出来ないけど、みんなの承諾書もらえば普通の基盤整備なら出来るんよ。(●●委員)

でも地元負担も物凄く大きい。(●●●委員)

その時の状況で地元負担も余りかからないで出来る。でも、事務費がかかるのでなんぼかはださないけんけど。今、自分がしている所は地元負担も余り出さないようにしようという事でしてってます。

今、安宅地区の農業委員もまじえて話をしているんですが、相続していない問題や中にはわずか1反くらいしかないし後継者もないのにお金まで出して基盤整備はしないとといった問題もあります。そういった問題を解決しない事には前には進めません。話は横道にそれ基盤整備の話になりましたが、この3条の申請の売買を認めるか認めないか、そういった中で先ほど事務局の説明の中にもありました●●氏所有の農地は全部他人に作らせておいて、ここの農地を購入して本人は作ると言っていますが、その信頼性の判断これが一つの判断基準になるかと思えます。そこを踏まえて皆さま方審議をしてほしいと思います。地元農業委員が見た限りでは申請地の周りも含めてもう湿地状態で木の生えており耕作することは難しいのではないかと言う意見です。そういった事を含めて皆さん方どう判断するかといったところです。(●委員)

これはいったん保留にしておいた方が良くないですか。本人が本当に作る気があればまた、言ってくるでしょうし。(●●委員)

事業計画みたいなものを立ててもらってそれが出来るようであれば1年間みて作っているかどうか、それからでもいいのではないのでしょうか。賃貸契約と言った形で。

いわゆる売買はやめて1年間は作ってみるという事ですか。

それも一つの案だと思います。●●さんは東川崎にいてお母さんが亡くなるまで農地があることさえ知らなくて誰か買ってくれる人がいれば売りたいと言った意向でした。●●委員が言われたのは審議した後のことでこの場では、この3条を認めるか認めないかと言う事を審議したいと思いますが良いですか。

委員  
議長

(はい)

それではお諮りします。議案第1号番号1について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員  
議長

(挙手なし) 全員反対

反対多数ですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1については不許可といたします。その他に入ります。事務局何かありますか。

事務局

12月の総会でも言っていましたが1月24日(火)福岡国際会議場であります令和4年度福岡県農業委員会研修大会ですが10時に役場玄関前を出発します。農業委員、推進委員の全員出席をお願いします。研修会が終わってこちらに帰った後に農業委員新年会を毎年しています。今年は5時半からおかめ寿司です。よろしく願いいたします。研修会に参加できない方は新年会への参加をお願いします。もう一つ農業新聞と農業者年金の推進加入をお願いします。いつも言っていますが活動記録簿の提出をお願いします。

議長  
委員

他にありませんか。

(なし)

以上をもちまして本日の議題はすべて終了しました。

次回の総会は2月10日(金)13時30分から開催します。

これで川崎町農業委員会1月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14時08分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

3番委員 \_\_\_\_\_

4番委員 \_\_\_\_\_

議長 \_\_\_\_\_